

まんのう町高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画策定支援業務に係る
公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

老人福祉法及び介護保険法に基づき、まんのう町高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画を策定するにあたり、本町における高齢者福祉事業の供給体制の確保、介護保険事業の介護給付及び地域支援事業量の見込みと確保等のため、アンケート調査の実施、集計分析、給付状況等の分析が必要であり、民間事業者の専門的、技術的支援を得て、効果的かつ効率的な計画策定に資する事業者を選定するため、公募型プロポーザルを実施する。

2. 業務の名称

まんのう町高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画策定支援業務

3. 業務の概要

(1) 業務内容

別紙1「仕様書」のとおり

(2) 履行期間

委託契約締結日から令和9年3月31日

(3) 提案限度額

6,500,000円（消費税および地方消費税を含む）

令和7年度、令和8年度の2ヵ年で完了するものとし、事業費は下記のとおりとする。

令和7年度：3,000,000円以内

令和8年度：3,500,000円以内

上記の範囲内で適切に見積るものとする。

4. 実施スケジュール

令和7年7月17日(木)	実施手続きの開始・公告
令和7年8月1日(金)	参加表明書の提出期限
令和7年8月7日(木)	参加資格審査結果通知発送
令和7年8月15日(金)	実施要領等に関する質問受付期限
令和7年8月20日(水)	実施要領等に関する質問に対する回答
令和7年8月28日(木)	企画提案書等提出期限
令和7年9月11日(木)	プレゼンテーション及びヒアリング審査
令和7年9月17日(水)	選定結果通知
令和7年9月26日(予定)	契約締結

5. 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項をすべて満たしていることを条件とする。

- (1) 本町の指名競争入札参加資格者名簿に登載されている単体企業であること。
- (2) 本町の指名停止等に関する規則の規定による指名停止の措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22 年政令第16 号）第167 条の4 の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14 年法律第154 号）の規定に基づく更生手続を開始する申立ておよび民事再生法（平成11 年法律第225 条）の規定に基づく再生手続を開始する申立てをしていないことまたは申立てがなされていないこと。
- (5) 中四国内に本社または支社（主たる事務所・営業所を含む）があること。
- (6) 受託者は、本町の情報資産の安全性を確保（要配慮個人情報適切に取扱う必要があるため）するものとする。特に本業務においてはアンケート調査を実施するため、情報の漏えいが起きないように細心の注意を払うものとし、企業としてのセキュリティ管理システムが十分に確立されていることを証明しなければならない。具体的には、情報セキュリティや個人情報保護等に関する公的資格である JISQ27001（情報セキュリティマネジメントシステム）もしくは JISQ15001（プライバシーマーク取得）に審査登録がなされていることを必須とし、参加申込書提出時にそれらを証明する書類（認定証の写し）を提出すること（法人認定ではない担当者の個人資格は対象外）。
- (7) 国税および地方税を滞納していないこと。
- (8) 法人またはその役員等が次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3 年法律第77 号。以下この号において「法」という。）第2 条第2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
 - イ 法第2 条第6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - ウ 暴力団または暴力団員と密接な関係を有する者
 - エ 暴力団員または暴力団もしくは暴力団員との密接な関係を有する者がその経営に実質的に関与している個人または法人
- (9) 過去に地方自治体において、介護保険に関する計画策定業務の受託実績があること。
- (10) 本件委託業務を再委託しない者

6. 参加表明書等の提出

前項の参加資格要件を満たし、本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる書類を提出すること。

- (1) 提出書類

- ア 参加表明書（様式 1）1 部
- イ 会社概要（様式 2）1 部
- ウ 誓約書（様式 3）1 部
- エ 業務実績書（様式 4）1 部
- オ 国税及び地方税に未納がないことを証明する書類

（2）提出期限

令和 7 年 8 月 1 日（金）15 時必着

（3）提出方法

持参または配達記録付き郵送サービス

※ 持参の受付は開庁時間中（平日の 8 時 30 分から 17 時 15 分まで）

（4）提出先

まんのう町福祉保険課

7. 提案資格の確認

参加表明書等を提出した者には、5 に定める参加資格要件を満たす者が確認を行い、参加資格の有無を決定し、参加資格審査結果通知書を令和 7 年 8 月 7 日（木）に書面にて通知する。

8. 参加が可となった者の質問書の受付及び回答

前項において参加が可となった者が作成する企画提案書等に関する質問の受付及び回答は、次によるものとする。

（1）受付期間

令和 7 年 8 月 12 日（火）～15 日（金）15 時必着

（2）質問方法

担当課宛て電子メールに限る。電子メールの件名は「まんのう町高齢者福祉計画・第 10 期介護保険事業計画策定業務に関する質問」とし、質疑書（様式 5）を用い、担当課まで電話により受信確認を行うこと。

（3）回答期限

令和 7 年 8 月 20 日（水）

（4）回答方法

全ての技術提案者に、参加表明書に記載されたアドレス宛て電子メールにて回答する。

9. 企画提案書等の提出

企画提案書等の提出を要請された者は、次の書類を提出すること。

（1）提出書類

ア 企画提案書提出届（様式6）

企画提案書の体裁はA4判（A3判による折込頁の挿入は可）20頁程度とし、本計画業務の基本的な考え方、業務スケジュール、第10期事業計画を策定する上で特に重視すべきと考える視点および策定における支援体制を必ず記載すること。

2年度分の内容が分かるに整えること。

イ 担当者経歴書（様式7）

業務経歴及び業務体制

ウ 見積書（任意様式）2年度分

内訳および積算根拠を記載し、必ず、代表者印を押印すること。

（2）提出部数

正本1部、副本10部（※副本には会社名を記載しないこと。）

（3）提出方法

持参または郵送（簡易書留郵便での差出等、受領の記録が残る方法に限る）

※ 持参の受付は開庁時間中（平日の8時30分から17時15分まで）

（4）提出期限

令和7年8月28日（木）15時必着

10. 提案者に対するヒアリング

次により企画提案に係るヒアリング（プレゼンテーションを含む）を実施する。

（1）ヒアリング実施予定日

令和7年9月11日（木） 午後1時30分から（企画提案書受付順に実施）

場所：まんのう町役場3階 第1会議室

（2）実施時間

1事業者につき20分以内、質疑応答10分程度の合計30分程度とする。

（3）その他

① プレゼンテーションは個別に行い非公開とする。

② プレゼンテーションは、提出した資料に沿ってわかりやすく簡潔に行うこととし、説明のスタイルは自由とする。

③ プレゼンテーションで使用する資料は、提出された提案書のみとする。提案書にない追加提案や追加資料の配布は認めない。

④ パワーポイント等を利用しての説明を認めるが、パソコン及びプロジェクター等は持参すること。（スクリーンについては事前に申し出れば本町が用意する）

⑤ 会場に入室できる者は1事業者3名以内とし、業務の担当者経歴書（様式6）に記載された担当者が必ず出席すること。なお、担当者が体調不良や不

慮の事故等で欠席となる場合は、他の者を担当代理者として認める。

1 1. 評価基準

別紙 2「評価基準」のとおり

1 2. 受託候補者の特定

(1) 受託候補者の特定方法

ア まんのう町公募型プロポーザル方式取扱規定に基づく策定委員会において、提出書類の内容について「評価基準」に基づき採点し、総評価点数が最も高い提案者を受託候補者として特定する。

但し、総評価点数が満点の 60%未満の者は受託候補者として特定しない。

また、提案者が 1 業者のみでも審査を実施し、審査の結果が上記の基準点を満たす場合は受託候補者として特定する。

イ 総評価点数が同点の場合、見積書の安価な者を高い順位とし、さらに見積書価格も同額の場合は、くじにより受託候補者を決定する。

(2) 審査結果の通知

審査の結果は、すべての提案者に選定後 1 週間以内に書面にて通知する。

1 3. 契約の締結

審査結果に基づき選定した受託候補者と、提案に沿って契約内容についての協議、調整を行ったうえ、契約を締結するものとする。

なお、受託候補者に特定された者との協議が不調に終わった場合又は契約を辞退した場合あるいは失格に該当することが判明した場合は、前項 1 2 の受託候補者の特定方法において付した次の順位の者と同様の手続きを行うものとする。

1 4. その他留意事項

- (1) 提案は 1 業者につき 1 つとし、複数の提案は認めない。
- (2) 提案に係るすべての書類の作成および提出に係る費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提出物は、審査結果にかかわらず提案者に返却しない。
- (4) 提案書等の著作権は、提案者に帰属する。ただし、必要な場合には提案者の承諾を得て、提案書等の内容を本町が無償で使用できることとする。
- (5) 提案書等に記載した支援体制および担当者は、特別の理由があると本町が認める場合を除き変更できない。
- (6) 提出物に虚偽の記載をし、または、重要な事項について記載をしなかった場合は失格とする。
- (7) 選定結果に対する質疑および異議申し立ては一切受け付けない。

1 5. 担当課（提出先）

まんのう町福祉保険課（地域包括支援センター）

〒766-8503 香川県仲多度郡まんのう町吉野下 430 番地

電話番号 0877-73-0125

FAX 番号 0877-73-0127

電子メールアドレス hokatsu@town.manno.lg.jp